

令和7年2月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和7年2月総会議事録

1 日 時 令和7年2月14日(金) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所3階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (4件)

第2号 農地利用集積等促進計画の承認について

(利用権5件・農地中間管理事業に係る利用権13件)

第3号 農業振興地域整備計画の変更について

軽微な変更(用途変更1件)・重要変更(編入1件・除外2件)

第4号 長門市地域農業経営基盤強化促進計画の策定について (1件)

報告事項

1 土地現況証明報告(非農地証明) (3件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)

(8件・農地中間管理事業に係る合意解約8件

・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更9件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)

4 その他

・次回総会 3月14日(金) 午前9時30分から 市役所3階会議室

・現地調査 3月5日(水) 予定

4 出席委員(17名:議席順)

1番 岡藤 英雄

2番 村岡 清美

3番 岡島 史真

4番 西村 志おり

5番 大田 寛治

6番 河野 八千代

7番 中野 晴人

8番 山近 洋祐

9番 末永 恵子

10番 高林 司

11番 林 一志

12番 木村 友則

13番 名和田 栄治

14番 林 弘幸

16番 木村 正雄

18番 深水 一男(会長職務代理者)

19番 大野 耕作(会長)

5 欠席委員(2名)

15番 大田 裕美

17番 大汐 光晴

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書記	北村 実瑛

7 会議の概要

議長 (会長) 挨拶	令和7年2月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 (挨拶)
議長	本日の付議事項は、議案4件、報告事項3件でございます。 慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。 引き続きまして、1月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。 (会議等の報告)
議長	それでは、ただ今から令和7年2月の総会を開会いたします。 在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は17名、欠席委員は2名でございます。 よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。 次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。 3番、岡島史真委員、4番、西村志おり委員、よろしくようお願いをいたします。 議事に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、お願いいたします。
事務局長 補佐	それでは、説明をいたします。1ページをご覧ください。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。 令和7年2月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。 番号1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は76㎡。 譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。 譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。 理由としまして、譲受人は、隣接する宅地に家を増築するため、申請地を取得して果樹を移植したい。譲渡人は、譲受人の申し出に応じることと

した。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページをご覧ください。●●から西へ約1.2kmに位置する農地です。

また、3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当10番、高林委員、補足説明をお願いいたします。

10番

10番、担当の高林です。

2月4日に、会長、事務局、推進委員の萩原さんと私で現地に行き、確認をいたしました。

譲渡人の●●さんは、長年畑の管理をされていましたが、譲受人の●●さんが家の増築をすることになり、隣接している申請地を購入して、現在植えている庭の果樹を移植したいとの申し出があり、譲ることを決められたそうです。

何も問題はないと思われまますので、皆様方のご審議を、よろしく願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに
田、面積は2,974㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲▲番地▲、●●▲▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、譲渡人の申し出に応じることとした。譲渡人は、将来長門市に帰る予定もないため、耕作してもらっている譲受人に贈与したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページ
をご覧ください。●●から東北東へ約500mに位置する農地です。

また、5ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項
について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の
規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるも
のであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作
業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全て
を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 14 番、林委員、補足説明をお願いいたします。

1 4 番

14 番、担当の林です。

2 月 4 日、会長、先野推進委員、事務局と私で現地を確認してまいりました。

現地は、●●地区の●●の西側に位置します。

ほ場の状況といたしましては、事務局から説明されたとおりでございます。譲渡人の●●さんは、県外に住まわれており、譲受人の●●さんに今回の件を相談されたそうです。

譲受人の●●さんは、譲渡人の●●さんと以前より利用権設定を結ばれ、申請地を現在まで耕作されておられました。

何も問題はないと思いますので、皆様のご審議を、よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。2 ページをご覧ください。

番号 3。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 1,205 ㎡。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から経営規模の拡大を考えていたため、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、不在地主であり、高齢のため耕作ができないため譲り渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び6ページをご覧ください。●●から西北西へ約1kmに位置する農地です。

また、7ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続き、当地区担当は15番、大田委員ですが、本日は仕事の関係で欠席されておられますので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

2月4日、大田委員、宮本推進委員、事務局とで現地調査を行いました。

譲受人の●●さんは、地域のリーダーとして活動をされており、農事組合法人●●の代表として、地域全体の農地を請け負っておられる方です。

何ら問題はないと思われまます。

各委員さんの慎重審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。私からの説明を終わります。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、番号4について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号4。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,408㎡。
譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。
譲渡人は、●●市●●区●●▲丁目▲番▲号、●●アパート、●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、経営規模拡大のため譲渡人の申し出をうけることとした。譲渡人は、遠方に居住し耕作困難のため、譲受人に譲り渡すこととした。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から北東へ約2.4kmに位置する農地です。
また、9ページには公図を添付しております。
ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。
第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定、及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。
第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。
第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。
第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の、効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当6番、河野委員、補足説明をお願いいたします。

6 番

6番、担当の河野です。
2月4日、大野会長、事務局、私の4名で現地確認をいたしました。

現地は大変きれいに管理されておりまして、特には何も問題はないと思われまます。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求めらる。

令和 7 年 2 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 7 年 3 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

賃貸借ですが、日置地区のみで、4 件 6 筆の 13,369 m²。

使用貸借が、油谷地区のみで、1 件 2 筆の 1,040 m²。

合算しますと、5 件 8 筆の 14,409 m²となります。

詳細につきましては、4 ページから 5 ページをご覧ください。

次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 1 筆の 2,907 m²。日置地区が、9 件 28

筆の 54,991 m²。油谷地区が、2 件 6 筆の 13,032 m²。

計が、12 件 35 筆の 70,930 m²。

使用貸借が、三隅地区のみで、1 件 2 筆の 3,410 m²となります。

合算しますと、三隅地区が、1 件 2 筆の 3,410 m²。長門地区が、1 件 1 筆の 2,907 m²。日置地区が、9 件 28 筆の 54,991 m²。油谷地区が、2 件 6 筆の 13,032 m²。

総計で、13 件 37 筆の 74,340 m²となります。

詳細につきましては、7 ページから 9 ページをご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体についてご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。10 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、長門市農業振興地域整備計画を一部変更することについて意見決定を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

この議案第 3 号につきましては、農業振興地域の農用地区域内農地に関して、計画変更申請を行うにあたり、長門市農業委員会の意見を求められ

ているものです。

番号1。

軽微な変更、用途変更についてです。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、現況地目は田、台帳面積 883 m²のうち、用途変更する面積は 26.9 m²、ほか1筆。

申請者は、●●▲▲番地、●●地域資源保全会、●●支部、代表●●さん。

変更の目的は、農作業用道路拡張です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 10 ページをご覧ください。●●から西へ約 1.7km に位置する農地です。

11 ページには公図を、12 ページには土地利用計画図を添付しています。

当議案については、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 10 条第 1 項第 4 号の、「農用地区域内にある土地の農業上の用途区分の変更で当該変更に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えないもの」に該当し、「軽微な変更」となり、農用地区域からの除外ではありませんので、問題はなく、今後、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。

なお、中山間直接支払制度及び多面的機能直接支払制度の対象農地となっておりますが、除外予定であり問題はないと考えられます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地について、長門市農業振興地域整備計画を一部変更し、農用地を用途変更することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地については、長門市農業振興地域整備計画を一部変更し、用途変更することに同意すると決定をいたします。

引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。
番号2。

重要変更、編入、農振農用地区域への編入となります。

来年度から第6期中山間直接支払制度に取り組むにあたり、申請地が農業振興地域の農用地区域外にあることから、今回新たに農用地区域へ編入を行うため、長門市農業委員会の意見を求められているものです。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積、編入面積ともに1,044㎡、ほか5筆となります。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び13ページ、14ページをご覧ください。

令和7年2月4日に、会長、名和田委員及び松田推進委員、事務局とで現地を確認し、適正に維持管理されていたことから農用地区域へ編入することについては、なんら問題はないと思われます。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局の説明は、以上でございます。

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

16番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

16番

16番、木村です。

この番号2の、●●さんの農地は、現在はどなたが管理されているのでしょうか。

県外在住の方だから、気になりまして。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

どなたがというお名前までは確認をしておりませんでした。利用権設定をされて、現在も耕作はされています。

16番

はい、分かりました。

議 長

他にどなたか、質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

12番

はい。

議長

はい、どうぞ。

12番

12番、木村です。

今回、これらの田を中山間に取り入れるということですが、今までは、これらの農地は、中山間から除外をされていたということなんですかね。

それは理由があって除外をされていたということですかね。耕作をされていないとか。

中山間というものは、団地とか集落で行われていると思うんですけど、これは所どころで抜けているので、なぜ今回、編入をするということになったのかという経緯が見えないんですけど、どうなんでしょうか。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

事務局も、詳細な経緯は把握をしておりますが、●●地区におきましては、以前の農振計画の全体見直し、令和元年にあったかと思いますが、その見直しがあった後、一年たたないうちに農振にまた再編入といったようなことが何度かございました。

中山間の集落の協定のなかで、いったん外すとなった所を、事情が変わって時間が経って、再び編入して耕作していくということになっての申請だというふうに認識をしております。

12番

耕作者が変わったということはないんでしょうか。

議長

あの、私からいいでしょうか。

私の知っている範囲ですけれども、耕作者は、前から作っておられている方だということです。

それと、地図を見られたらちょっと分かるかと思いますが、●●地区の●●のすぐ近くにある田んぼです。

ほ場整備がされている農地も一部ありますが、されていない農地もあります。

上段に書かれている農地の方は、●●の周辺です。下段に書かれている農地の方は、●●のすぐ手前ということで、私の憶測でものを言うのは大変失礼かと思いますが、ほ場整備がされていない農地は、宅地などで分譲するという可能性を考えられて、田んぼはずっと耕作されておりましたが、農振から除外をされていたのかもしれないと思います。

12番

分かりました。

事務局長
補佐 事務局からの補足ですが、●●地区におきましては、●●の周辺ですとか、この●●地区など、宅地化が進行しているあたりで、農業振興地域、農振農用地から全体見直しで外されている農地が散見されますので、そういった事情もあるのかなというふうに思います。

12番 分かりました。

議長 他にどなたか、質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件農地 6 筆を、長門市農業振興地域整備計画に定める農用地に編入することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。
よって、本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域に編入することに同意すると決定をいたします。
引き続き、番号 3 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐 それでは、説明をいたします。11 ページをご覧ください。
番号 3。
重要変更、農振農用地区域からの除外となります。
土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積 246 m²。うち、除外面積 246 m²です。
申請者は、●●市大字●●▲▲番地、有限会社●●、代表取締役●●さん。
除外の理由は、駐車場です。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 15 ページをご覧ください。
申請地は、●●から東へ約 3.4km に位置する農地です。
また、16 ページには公図を、17 ページには土地利用計画図等を添付しています。
今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項各号の要件

をすべて満たす必要があります。

ここで、「農地法審査基準」16ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件について、説明をいたします。

1号については、駐車場整備の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしていると考えます。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用については、農地法第5条第2項第2号が規定する、「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当し、許可可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると決定をいたします。

引き続き、番号4について、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。

番号4。

重要変更、農振農用地区域からの除外となります。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、現況地目は田、台帳面積2,029㎡。うち、除外面積963㎡です。

申請者は、●●▲▲番地、●●さん。

除外の理由は、宅地、集合住宅建築です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び18ページをご覧ください。申請地は、●●から南西へ約1kmに位置する農地です。

また、19ページには公図を、20ページには土地利用計画図等を添付しております。

今回の計画変更にあたっては、農業振興地域整備計画の変更に係る基準ということで、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件をすべて満たす必要があります。

ここで、「農地法審査基準」16ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件について、説明をいたします。

1号については、集合住宅建築の具体的な計画があり、農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。

2号については、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

3号については、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

4号については、農業用施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

5号については、土地改良事業等には該当していないため問題ないと認められる。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満た

しています。

また、中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度についても対象外であるため、問題はないと認められます。

次に、除外後の農地転用についてですが、農地法施行規則第33条第4号が規定する、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可可能な案件であると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件全体について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

16番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

16番

16番、木村です。

この農地は、全部を除外するなら分かるんですけど、台帳面積が2,029㎡で、除外するのは963㎡と書かれていて、この除外理由が、高齢化に伴い、耕作面積を縮小すると書いてあるけど、あと残った部分というのは、誰が管理するんですかね。

事務局長
補佐

はい、お答えいたします。

利用権設定等により、耕作可能な方に管理をしていただくということになります。

16番

余計な事かもしれませんが、地域計画で誰か耕作してくれる人がいたらいいですけどね。

位置図の19ページを見たら、市道に面していて道路の見通しも良いところやし、アパートに入る人はいいけど、隣にアパートが建って残った農地が変形すると、耕作するのが難しいぞと思ったけど、まあ、それぞれに決めておられるんじゃないから、あまり余計な事は言わない方がいいですね。

事務局長
補佐

農地の転用は、必要最小限の面積で、かつ他の農地に影響を与えないようにということで、位置図の19ページの公図を見ていただくと分かりますが、残った農地への出入口は、一応確保するという形でお話をさせていた

だいております。

議 長

他にどなたか、質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意される方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件農地を長門市農業振興地域整備計画に定める農用地の区域から除外することに同意すると、決定をいたします。

続きまして、追加議案、第 4 号、長門市地域農業経営基盤強化促進計画の策定について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。追加議案書をご覧ください。

追加議案、第 4 号、長門市地域農業経営基盤強化促進計画の策定について。

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、長門市地域農業経営基盤強化促進計画を策定することについて、意見決定を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

一昨年から策定に取り組んでおりました地域計画につきまして、今年度の最終版として公告するにあたり、その計画内容について農業委員会の意見を求められているものです。

地域計画に関しましては、令和 4 年度から農地利用最適化推進地区別会議等、折に触れてご説明をしておりますが、地域農業の将来像、具体的には 10 年後のあるべき姿と、それに対する具体的な取り組みをまとめたものです。委員の皆様方には、地域の担い手の皆様へのアンケート調査や、会議への参加等お力添えをいただいていたところでございます。

それでは資料に従い、その大枠をご説明いたします。お手元の A4 版の冊子が地域計画、A3 版の地図が目標地図となっております。

地域計画は、市内 20 地域で計画を定めております。各地域を、計画書では 4 ページでひとまとめとなっており、上から三隅地区、長門地区、日置

地区、油谷地区という順番で並んでおります。

ご自分の地区の地域計画と地図をご覧になっていただけたらと思います。まず、地域計画ですが、1 ページ目の冒頭に地域名が記載されております。その下に、「1、地域における将来の在り方」におきまして、まず地域の状況が記載されています。

「(1) 地域計画の区域の状況」において農地の情報、「(2) 地域農業の現状及び課題」において地域の担い手、集積の状況、今後の課題が記載されております。「(3) 地域における農業の将来の在り方」においては、地域において目指すべき将来の姿が記載されております。

下段「2、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」におきましては、1 で示された将来像に向けた具体的な方針、目標集積率、目標が記載されております。

2 ページ目にうつりますと、「3、農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するため取るべき必要な措置」として、目標達成のための具体的な取り組みが記載されております。

また、中段の任記載事項には、地域の特性に合わせた取り組みを5項目程度ピックアップし、その取り組み内容が記載されております。

次に、3 ページ目におきましては、「5、農業支援サービス事業者一覧」に地域において農作業サービスを提供する者がリストアップされております。

「6、目標地図」につきましては、別添の地図をご覧ください。

4 ページ目には、地域内の農業を担う者一覧として、地域内の認定農業者及び中心経営体の一覧が示されております。

昨年7月に地域計画に関する説明会、いわゆる大きな協議の場を長門、三隅、日置、油谷の各地区で開催し、その後、さらに小さな区分けで少人数による小さな協議の場を設け、農業者の皆様のご意見を伺ってまいりました。

それらを反映したものが、今回お示ししております、令和6年度版地域計画(案)となります。令和6年度版と申しましたのは、この地域計画は今回策定して終わりというものではなく、毎年その中身について話し合い、ブラッシュアップして、より精度の高いものにとされておりまして。

事務局の力不足もあり、今回の内容は非常にざっくりとしたものとなっております。目標地図につきましても、現状地図にわずかばかりの手を加えたものであり、十分なものとなっております。一方、この地域計画は令和6年度中の策定が義務付けられておりますので、来年度以降の話し合いに向けたたたき台として、取り急ぎ策定したものとしてご認識いただければと思っております。

来年度以降も、委員の皆様のお力添えをいただきながら、より良い内容となるよう取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいた

します。

以上、非常に大まかではございますが、事務局からの説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

議 長

本件について、委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

16番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

16番

16番、木村です。

ちょっと今、気になったんですが、●●地区の方で、中間管理機構の方へ●●さんという●●地区の人やけど、現状は4.94haで、10年後は8.00haになっているんやけど、別の●●さんから聞いたら、令和18年11月30日までの契約の面積がかなりあるんやけど、現状は減らしていっていると聞きました。

この一覧では、10年後には現状より増えているようになっているから、ちょっと事務局から一言、●●さんに言っておいた方がええんじゃないですか。これからも減っていくと思いますよ。

事務局長
補佐

はい、将来像ということで数字をお示ししておりますが、この数字はですね、農林水産課の農業振興班へ皆様方が出していらっしゃいます、経営改善計画ですとか、認定農業者の事業計画などから拾い上げたもので、この半年間、作業する中で、現実と数字が乖離しているものは多々ありますし、各地でご指摘をいただいているところです。

そういった部分もですね、来年度以降の話し合いの中でより精度の高い、実態に近い数字、目指していくべき数字にブラッシュアップしていきたいと思っております。

議 長

その他、ご自分の地域、あるいは全体を見渡して、質問、ご意見等がございましたら、これから時間をとりますので、ご発言をお願いいたします。

(意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件、長門市地域農業経営基盤強化促進計画を策定することに同意される方は、挙手をお願いいたします

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件、長門市地域農業経営基盤強化促進計画を策定することに同意すると決定をいたします。

議案につきましては、以上となります。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入らせていただきます。12 ページをご覧くださいと思います。

報告事項1、土地現況証明報告でございます。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は29㎡。

申請者は、●●▲▲番▲、●●さん。

令和7年2月4日に、大野会長、高林委員、上野推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。

現地には、公衆トイレが建設されておりまして、農地として再生することは困難なことから、同日付けで宅地として証明をしております。

ほか2件の、現況証明をしております。

報告事項1につきましては、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項2の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。13 ページから14 ページをご覧くださいと思います。

報告事項2、農地法第18条第6項の規定による通知を受理したものの。

通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は1,860㎡。

令和7年1月15日に合意解約しております。

ほか7件の、合意解約となります。

続きまして、15ページから16ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲の▲の▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地▲、株式会社●●。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,661㎡。

ほか5筆。

令和7年1月24日に、合意解約しております。

ほか7件の、合意解約となります。

続きまして、17ページから18ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約による、耕作者変更でございます。

番号1。

通知者ですが、旧転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

新転借人は、●●▲▲番地、●●さん。

土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は1,122㎡、

ほか2筆。

契約期間は、令和7年2月25日から、令和13年11月30日となっております。

ほか8件の、耕作者変更となります。

報告事項2につきましては、以上でございます。

議長

ただ今、事務局より報告事項2について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

続きまして、報告事項3の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明をいたします。19ページをご覧くださいと思います。報告事項3、公共工事の施行に伴う農地の転用について、でございます。番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、登記面積

は 396 m²のうち、一時転用面積 45 m²。

内容としましては、●●川浚渫工事施工に伴う工事用道路を設置する計画となっております。

令和 7 年 2 月 4 日に、受理をしております。

報告事項 3 につきましては、以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 3 についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

報告事項は、以上となります。

続きまして、事務連絡等がありましたら、お願いをいたします。

事務局長
補佐

それでは、事務連絡をいたします。

次回の農業委員会定例総会ですが、令和 7 年 3 月 14 日、金曜日、9 時 30 分から、本日と同じく長門市役所本庁 3 階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、3 月 5 日、水曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等の連絡をいたしますので、ご立会のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、農地利用最適化活動日誌の提出のお願いです。

今年度分は、3 月 19 日、水曜日に、事務局に到着したもので一旦締め切らせていただきます。

今月頭にお願いの手紙も出させていただいておりますが、一年分、抜けがないように、よろしくをお願いいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れでございました。

終了時間 午前 10 時 48 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和7年2月14日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 岡 島 史 真

議事録署名委員 西 村 志 お り